

○国土交通省令第
環境省令第

号

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の五第五項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四備考2中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

様式第五中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第六備考2及び様式第七備考2中「その者の有する国籍」を「その国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。